

多胎妊婦健康診査支援事業について

多胎妊娠は単胎妊娠に比べて、妊娠高血圧症候群や早産等の妊娠中のリスクが高く、その管理が極めて重要であり、基準（14回）を超える健康診査の回数（20回）が必要とされております。

本市では、すべての妊婦の方が、安心して出産できる環境づくりを推進するため、令和2年度より多胎妊婦の方に対し健康診査支援事業を追加して実施いたします。

1 事業内容

(1) これまでの妊婦健康診査の内容

基本健診14回＋追加健診（血液検査4回、免疫検査1回、B群溶血性レンサ球菌検査1回、HIV抗体価検査1回、子宮頸がん検査1回、超音波4回、HTLV-1抗体検査1回、性器クラミジア検査1回）

(2) 追加

ア 基本健診 : 14回 20回（6回追加）
イ 超音波検査 : 4回 7回（3回追加）

(3) 健康診査費用

健康診査に係る費用に対し、京都府と京都府医師会が定めた健診単価を上限に公費助成を行う（助成額に対し、京都府より2分の1の補助）。

ア 基本健診単価 : 3,240円
イ 超音波検査単価 : 5,300円
ウ 追加分合計 : 35,340円（基本健診6回・超音波検査3回分）

2 対象者

(1) 市内に住所を有し、令和2年4月1日以降に妊婦健康診査を受診される多胎の妊婦

(2) 年間多胎妊婦見込み数：約13人

3 周知方法

妊婦面談で多胎妊婦の方に案内するとともに、市政だより（5月15日号）、市ホームページ及び子育てLINEで周知する。